

『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』合評会

○大沢 真理（東京大学助教授）：きょうは、“組板の鯉”になるはずのものなんですけれども、誰も進行役をしないというわけにはいきませんので、僭越ながら進行を兼ねさせていただきたいと思います。

まず、評者のご紹介を簡単に申し上げます。批評をいただく順で、早稲田大学教授、岡澤憲美さん、昭和女子大学の女性文化研究所教授の伊藤セツさんでいらっしゃいます。それでは、よろしく願いいたします。

○岡澤 憲美（早稲田大学教授）：私がこの本の批評を頼まれたのは2つの理由でだろうと思います。私が政治学、特に比較政治学の専門家であるというところから、比較分析の必要性和、必要とされる条件について、方法論から批評すること、それからもう1つは、私が北欧の研究家であることだろうと思います。北欧諸国、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、そしてアイスランドの5ヶ国に共通しているのは、福祉水準が非常に高いということ、平均寿命が非常に長いということです。人権問題と環境問題に対して非常に大きなエネルギーを投入することでも有名な国なので、福祉・環境・人権ということばを並べていけば、北欧諸国が女性政策についてどのような基本的なスタンスを持っているか大体わかっていただけるのではないかと思います。そういう国の分析を通じて、この研究業績をどのように位置づけるのかという視点で見ます。

“よいしょ”するわけではありませんが、この研究は画期的な研究だろうと思います。私たちは簡単に「8ヶ国比較研究」といいますが、この研究を扱った8ヶ国というのは人口がいちばん大きい国と二番目に大きい国が入っているので、圧倒的な量を示す国々であります。ということは、全地球人口の過半数の女性の問題であり、ここの問題について解明ができれば、人類における女性問題の多くは解明できるはずだという理論的な前提が成り立つと思います。これだけのスケールの研究はなかったはずで、逆に言うと、そのカバーする範囲があまりにも大きいために、よほど研究チームがしっかりした枠組みでやらないと、説得力も大きいけれどもそれだけリスクも大きい。これはこの研究チームのリーダーになった人たちの気宇の壮大さということだろうと思いますし、チームワークのと



りにくさもやっぱり相当なものだったろうと、ご苦労が偲ばれるわけであります。

この8ヶ国というのは、いわゆる女性の社会的位置という点では極めてばらつきの大きい国であります。

例えば、国際比較で女性の社会参加度というような調査があると、必ず上位に来る国と、そして必ず相当下位にくる国というのがこの研究テーマで扱われた国々の特徴です。

こうした比較研究というときには、ばらつきが小さく論理の整合性を比較的求めやすいところ、例えば「欧米中心型」の研究にしておけば無難です。しかしいま必要なのは無難な研究ではなくて、チャレンジなんだ、研究者間の連帯をアジア・太平洋・オセアニアにネットワーク化することが次のステップに繋がっていくとお考えになって始められたんだろうと思います。

3つ目の意義というのは、いままで情報が真空状態にあった地域における女性の体系的情報を提供をするということではないかと思います。

そこで、次の問題ですが、私たちは、ある研究をするときに、なぜ比較をするのか、なぜ学問研究の方法論として比較という方法に頼るのだろうかということを整理しておきたいと思います。

比較ということの意義の1つは、比較は認識の源そのものであるということです。私どものように社会科学をやっている者にとって、比較という行為を除いた知識とか情報とか学問というのではない。自分のことを知るために他のシステムを比較し、他のシステムのことを知るために自分たちを分析するのです。

比較という行為の2番目の目的もしくは意義は、いわゆる常識の打破だろうと思います。常識というか、暗黙知の打破、そして現実から遊離した通念を是正していく行為だろうと思います。

私たちは「家」という言葉を使いますが、それを漢字で「家」か平仮名で「いえ」か片仮名で「イエ」か、英語の「ファミリー」か、スウェーデン語の「ファミリエ」と書くのかによって、実は受け手の認識は大きく違うのではないのでしょうか。

私たちは、同じ「家」というコンセプト、社会なら社会、国家なら国家というコンセプトを他の異なった文化状況の中に置いてみて、初めて自分たちが暗黙裡の常識と考えていたことを根底から問い直す作業が出てきます。その意味では、常識の打破と現実から遊離した通念を是正していく

行為というのは、実は比較分析から生まれてくるのではないかと思います。そうすると、例えば研究対象となった8ヶ国の中で何が女性の社会参画を阻止するハードルなのかを考えると、ハードルそのもののコンセプトが随分違うという気がします。

私たちは「家」というと、家制度の中に包摂されている人間関係として、夫婦関係、親子関係、きょうだい関係があげられます。しかし、別の国では「家」という制度にはもっと周辺まで含まれています。夫婦関係、親子関係、きょうだい関係だけでなく、いとこ、はとこの関係からずっとファミリーのツリーが繋がっていることを「家」と捉えている国もあると思います。

例えばスウェーデンの過去10年間の統計で言いますと、生まれてくる子どもの50%が婚外子です。婚内子と婚外子の比率が50対50という国では、私たちが想定している「家」というコンセプトとは随分違うことがわかりだろうと思います。むしろ北欧では、事実婚が前提であり、そして、経済的に独立した個人と個人が複合して生活しているのが「家」であって、別にそこでファミリーネームの継承であるとか、先祖伝来の墓とか位牌を継承するという社会機能はそんなに期待されていないのです。

ところが、日本のような文化圏の中では、非常にフォーマルな夫婦関係、親子関係、きょうだい関係プラスファミリーネームの継承であるとか、先祖伝来の墓の継承であるとか、社会的な儀式、例えば結婚式をするときにも、ファミリーネームが前面に出てきます。

このように、私たちが比較研究をすると、ごく日常的に使っているコンセプトでも異なった文化では大きな違いがあることがわかります。それを通じて私たちは自分たちが考えているコンセプト、つまり常識の打破と言いますか、自分たちの常識が、実は異なった文脈では違ったように解釈されることを知る、これが比較分析の大きな意義だと考えていいのではないのでしょうか。

そして第3番目の意義は、政策提言のための基礎データの提供だろうと思います。8ヶ国の比較によって、異なる文化背景から客観的なデータを引き出して、科学的な政策提言に繋がるように加工していくことです。

比較技法には、概ね5つあります。1つは事例研究、ケーススタディ、もしくは地域研究と言われる方法で、ある1つの事例、ある1つの国に行ってその国の事例研究をしていくものです。この場合、調査をしている人たちの文化が比較の基準になっています。

第2番目の方法は、二元比較です。AとBという2つの国の比較、例えばスウェーデンとノルウェーの比較という形で、共通の変数を使いながら二元比較をするものです。

この2つが比較的ポピュラーなやり方です。

3番目は、類似国間の比較です。つまり、共通項の存在が比較的明確で、その共通項が存在するというを前提にそれぞれ複数の国家の間で、ある一定の制度がどのような社会的機能を演じているかを分析していこうというやり方です。

そして、比較研究の4番目は、多数国間の比較です。3ヶ国以上の比較をしていくのですけれども、できるだけ類似点の少ない、ばらつきの大きい国家をあえて比較の対象にしていこうというやり方です。

そして、5番目は、異質的な文脈における機能的同質性の追求作業です。つまり、共通の概念が異なった文化の中でどのような社会機能を演じているかを分析をする、例えば意思決定はAという国なら議会が、Bという国なら高級官僚が行っているんだということを発見をしていこうというやり方です。

この壮大な比較研究というのは、どういう位置に当たるのでしょうか。まず第1番目の意義、「比較は認識の源である」という比較の第1番目の意義は見事に達成しています。

そして第2番目、いわゆる私たちの常識の打破という目標もほぼ達成していると思います。そして第3番目の問題であります。情報を獲得し、客観的な基準で整理し、それを政策提言に繋げていくということが比較研究の第3の目的だとするならば、この研究は第一歩を踏み出したところであって、これからは研究者間のコンセプトの統一という作業が進められていくのではないかと考えております。方法論的には4番目の、複数国家の比較は非常に大変な苦勞だったろうと思いますし、だからこそ大きな意義があったのではないかと思います。

次から私が述べますのは、比較という分析技法がある程度の完成度に到達するために留意することです。非常にばらつきの多い国の3ヶ国以上を比較分析するときの第1番目の条件は、研究者の能力、もしくは、研究者の知的好奇心と研究技法が一定の水準を確保していることです。そして第2番目は、8ヶ国比較の場合、それぞれの国の情報公開の度合いが研究結果に対して非常に大きな影響を与えることです。極めて情報公開が進んでいる国がある一方、情報公開しようにも基本情報そのものが欠如しているという国もあるわけで、それぞれのシステムの情報公開度の違い、情報に対するアクセスの可能性の違いが大きな問題になると思います。その方法論的な問題をどのような形で克服していくかが重要な課題になります。

私も比較政治をやっているものですから海外へ行くことが多いのですが、89年のベルリンの壁が破れる前の東欧諸国は、客観的な情報を得るのが非常に大変でした。「外国

人と、ツーリストと接触してはいけません」という時代がずっと続いていましたので、出てくる情報はナショナリスティックな、愛国心溢れるものでした。「この国はこんなにすばらしいんですよ」と言われるので、「ライフ・スタイルを観たいので、家に是非案内してくださいね」と言うと、「いや、それは困る」。言論の自由度に違いがありました。

そして、なぜこのことが比較分析上で重要であるかというと、現在は、情報がある種のブーメラン効果を持っているから、日本語で翻訳された本が本国にブーメランとして戻ることがわかった上で私たちは書いているはずです。

情報社会が進めば進むほど、実は情報のブーメラン効果があります。だからこそ、なかなか聞き取りに感じられないし、つっこんだことは言いにくいということも認識しておかねばならないことの1つだと思います。

そして、第5番目は、共通の分析枠組みで研究できるチームワークだろうと思います。8ヶ国なら8ヶ国の比較の第1項目を見れば、必ずそれが総人口に占める女性の比率、女性の平均年齢が、第2項目を見れば、女性の高等学校へのアクセスの度合いが、第3番目になると、結婚の継続年数といった客観的な事実で共通の分析枠組みをどこまでキープしていけるのかということです。研究者は自分の関心のあるところにどうしてもウェイトを置いて書いてしまいますから、そのときにどのような形の共通枠組みでやって、とにかくどの章を読んでも最初の3分の1は同じことが書いてあるという、そして、残り3分の2はそれぞれの研究者の得手、不得手、そして関心の度合いで書いてあるという仕組みをしていくと、説得力はもつだろうと思います。

そして、第6点は調査分析の時期をどのような形で一定化していくのかという問題です。これは非常に微妙なところですが。例えば政治のスキャンダルが発生したばかりの調査研究の国だと、政治に対する不信感が非常に強くなってしまふ可能性があります。それと同じです。どの調査分析時点を選んだのか、そして8ヶ国比較について、その問題の所在と分析の技法がほぼ同じ時期に扱ったのかということが問われます。

しかし、ただ、複数国家の調査を同じ時期にやったから同じ信頼度があるというわけではない。それぞれの国でそれぞれ独特の女性を巡る政策でスキャンダルが起こったら、その時点でその国だけが極めて突出した表現が出てくるということもあるわけですから。

スウェーデンではインタビューされる人の個性が強いですから、自分の言葉で語りたいたいという文化がある。自分のことばで表現しようとする。「選択肢1、2、3のうちどれですか」と質問すると、「どれもありません。私はこうです」と答えるわけです。そうすると、その分析は全部

「その他」の項目で処理される。選択肢1、2はほとんどのに、「その他」がやたらと多い。

ところが日本でやると、「面倒くさいわね、1、2、3のこれこれ」というわけです。それとともに、日本語で作った調査表を英語に直したときのニュアンスと、スウェーデン語に直したときのニュアンスも違うし、聞き取りが面接か電話か手紙か。そして、インタビューに応じてくれたときの謝礼がキャッシュなのか、物なのか、食事なのかによって、やはり随分違う対応がある、比較研究技法はその辺で苦勞する。

それは何かというと、概念ですね。「例えば家制度と女性の社会参加について」という質問をすると、「家」というのと「ファミリー」というのと、「ファミリエ」っていうのでは違うんです。コンセプトと分析枠組みの共通化は非常に難しい。分析枠組みの共通化のためには、アカデミックな訓練が必要です。

そしてもう1つの方法は、その国の言葉に習熟した人を必ずチームに何人か入れておかないと、日本語で作った枠組みが英語に直した段階でニュアンスが違ふし、ましてやそれが現地語に直したときにきちっと訳されているかによって大きく変わってきます。特に聞き取りの場合には形容詞と副詞のイメージが違います。

たとえば「非常に」というときに、「ほんの」という程度の「非常に」の国もあれば、「非常に」がほんとに意味を持つ「非常に」の国もあるのです。「冬の間の短気なスウェーデン人は最上級が好きになる」ということがわからないと、小さな変化でも革命的な意識変化があったということになる。

「EUに加盟してスウェーデンの福祉は破産した」という表現がありますが、福祉システムの破産とは何か？

スウェーデン的に「去年病気になった人は例えば所得補償を80円もらったのに、きょう病気になると75円しかもらえないから、大幅な権利の侵害だ」ということになる。それを真に受けると、「EU加盟によってスウェーデンの女性の環境は大幅に後退した」というニュアンスになるのです。その辺の恐さが、形容詞と副詞にはあるのです。だから「あなたの言う“大いに”というのが客観的な数字でいうと何パーセントくらいですか」というふうに聞くような訓練をしていかないと、違うニュアンスで聞いてきて、それを日本語化したときにまた違うニュアンスが伝わってしまうという可能性があるかと思っています。

以上、簡単に前半部分を終わります。(拍手)

○大沢：それでは、伊藤さんからの批評をいただきたいと思っています。お願いいたします。

○伊藤 セツ（昭和女子大学教授）：私がなぜ、この役目を引き受けたかという、「欧米指向の女性学というのから新たな知見へ」という熱意がこの本に感じられて、そのことこそ必要であると思ったからです。そういう場合に、岡澤先生が言われた学問的な説得力とか、そういうことは、極端に言えば第一義的なことではないと思っています。私のささやかな経験からいっても国際比較は確かに容易ではありません。しかし、たとえ、岡澤先生のご指摘のような問題がいろいろあったとしても、誰かが着手しなければならぬのですから、私はこの研究を非常に高く評価します。

全体として研究のスケールの大きさ、政策と女性学との結合という新たな試みは、日本の国立大学のジェンダー研究センターの発端と、研究機能を付与された国立婦人教育会館の最初の研究発表に大変ふさわしい快挙と私は思います。執筆者の研究の蓄積に基く理論展開、現地調査、インタビューによる非常に臨場感ある情報を伝えてくださったという点でも、私は大変勉強になりました。

「はじめに」と序章のところで、「女性学」「ジェンダー」「女性政策」の定義がなされています。これまで「女性政策」というのははっきりと定義されたことがなかったのではないのでしょうか。これは大沢さんの考え方と思われませんが、女性政策を狭義＝表向きの政策と、広義の政策に分けていますね。これが私は非常にユニークな点と思いました。狭義のそれというのは、あくまで表向きなんです。それに対して「広義の」というところに実は非常に意味があるのでありまして、それは狭義の女性政策を取り巻くあらゆる領域の政策のことです。それは広義とは言ってもジェンダー・バイアスを持った社会政策であるわけで、この区分を私は非常に重要な点だと思ったわけです。

それで、狭義の女性政策のみの立案・推進から、それをそこから出発して、広義の女性政策の検討へと進むというのは、非常に壮大な展望を持っています。しかし、これは、国立二つの機関だけでは限界があり、NGOといっしょでなくてはとも思いました。

それから、執筆者の出身の種々の学問分野がバラエティに富んでいるということをプラスに転化していくならば、それは非常に面白い相乗効果を発揮するだろうとも思いました。

これは「編者の力量」ということになるのかと思います。期待したということです。

次に、比較する対象なんですけれども、岡澤先生もいろいろと条件を言われたけれども、アジア・太平洋地域というふうに言っているんですから、最初、



ESCAP地域のどの国を、なぜ選んだかというような事情を書いていただいたかったと疑問はもちました。このアジア・太平洋地域の中から8ヶ国を選ぶときに、地域としてだけでなく、宗教とか、文化とか、歴史、それから岡澤先生が言われた情報量、経済体制の問題、それらの相違についてあらかじめ特徴づけを行って下さればよかったのにと感じたわけです。ジェンダーは、社会的、歴史的に形成された性ですから、その形成のされ方の違いが最初に説明されていてしかるべきではないかというような気がいたします。

では、順に追っていきましょう。

第1部は、日・韓・中の三国を扱うわけですが、私はこの三国比較は、岡澤先生が言われたその条件が整っているかという点では、確かに、国の体制の違い、情報量不足があるんですけれども、文化圏としては、そのような制約があろうとも、その制約下でもどうしても比較しなければならないブロックではないかと思っています。

最初に日・韓の比較がされていますが、出だしは、日・韓の比較の課題については、非常に指標が明確にされていたと思います。それは大沢さんが女性政策を社会政策の中に位置づけていくいき方、それから、女性政策よりも社会政策のジェンダー・バイアスにアプローチすることを目標とするという視点が非常に明白にされての出発だったわけです。大沢さんはそこに至るまでに、これまでの社会政策の比較研究が持っていたジェンダー・バイアス、それから、岡澤先生にも関係してくるのかもしれないけれども、福祉国家が形成される過程でのジェンダー・バイアスの問題にも目配りして、そうした視点から、日本と韓国との比較に入っています。

しかし、その大沢さんの最初の枠組みが、韓国との関係でどういうふうに関係されたのかが、読み取れないんです。これは、私の読み方の問題かも知れませんが、韓国の場合に、社会学から見た研究史が叙述されているんですけれども、ここでなぜ社会学が出てくるのか、担当した専門家がたまたま社会学であったということなのでしょう。大沢さんの理論枠組みの順序を韓国に当てはめようとして、当てはめきれないのではないかと感じるわけです。

それで、2章の韓国の方の叙述におきましては、「韓国は家族に関して儒教文化の特徴がある」ということについて触れています。私は、日・韓・中を見るときに、中国がこの間どんな経済体制を取っていたとしても、同じ問題からは逃れられないだろうと思ってきました。そのときに、日本に関してもこの儒教の持っている儀礼性とか宗教性とか、そんな特質が韓国とどういうふうに関係するのか、あるいは同じなのかということをおもひながら、比較

ができないのではないかという気がします。

このことは私、北京において採択された行動綱領のあの「括弧はずし」のプロセスを見ていて、それぞれの国の持っている文化とか宗教とかを抜きには、女性政策を論ずることができないのではないかと思うに至ったのです。

日本側では、「あれはイスラムやカトリック圏の問題だ」と簡単に片づけがちだっと思いますが、そんな単純な理解でいいのかということ強く感ずるものですから、特に日・韓・中にあたっては、韓国の側からほとんどいつも出される「儒教」をめぐる問題について、日本の側の特殊性も対置していかなければならないのではないかと思うわけです。

3章の中国に関しましては、さきほどから言われている情報の制約というものはもうもろに受けていると思います。したがって、ある意味では表向きの女性政策も限定付きですすよね。「ジェンダーのない国」と言われているわけですから、表向きの女性政策も必要ないことになる。しかし、1992年の「中華人民共和国婦女權益保障法」は、その表向きの女性政策というのに当たるはずであったわけです。広義の女性政策ということになるとどうなるかという、もうそれはかき消えてなくなってしまうのではないのでしょうか。

中国については、ページもかなり割かれておりましたが、4章には、村松安子氏による中国の女性学に関する叙述が出てまいります。そのとき、私も岡澤先生と似たような疑問だろうと思いますが、「婦女問題研究」というのを「ウイメンズ・スタディーズ」として「女性学」というふうに結びつけるやり方がどうなのかという気がしてならないわけです。

私も中国からの留学生と北京の行動綱領を日本語で読んで英語と対比して議論しますが、この種の領域のどの言葉をとってもじっくり中国語にならず、途方にくれるということが多いわけです。だとすれば、中国の「婦女問題研究」は日本での「女性学」だとしてしまって本当によいのかと疑問に思います。英語にするときには、共通の英語になるということですが、同じ漢字圏なんですから、中国で使う漢字を英語を介さず日本にもってきてよいと思うのです。それぞれの国の固有の言い回しは英語を媒介してしまうと、概念まで違ってしまいはしないでしょうか。

それは欧米の女性学を日本に導入するとき私が感じたことであり、また、国立婦人教育会館で『婦人教育シソーラス』を作るときに、私も加わりましたが、欧米から入ってきた女性学のキーワードと日本で従来日本にあったものと、どちらが上位概念、下位概念かなんて決めるときも非常に無理があると思いました。

それから、中国に関して思うことは、最近の開放経済の

中で、「家庭回帰」が出てきていますがそれに関する説明がいろいろとあって、ライフスタイルの選択肢が多いことが良いことであるというようなことを留学生も議論しています。それを考えてみると、中国の悠久の歴史、前世紀からわたる歴史の中で、1949年以降の社会主義体制での変革というのは、まだほんの一瞬に過ぎないのだということを感じ知らされる気がします。

中国は、人口が世界の人口の5分の1であって、この研究の中でも最も面積も人口も大きな国でした。その中で調査地は北京と上海ですよ。私は、どうしても農村が気になります。北京と上海と、中国の農村を問題にするのでは、全く違うでしょう。私のところの内モンゴルからの留学生の話の聴いていると、漢民族とはまるで違い、中国をやるとしたら、農村とか少数民族の問題の女性政策に、たとえ少ない情報の中でも踏み込んで行かなければならないのではないかと感じました。

情報の少ない国、体制の異なる国は、表向きはなぜか良い面だけが見えます。表向きに見えていることだけだと、その裏とどこで繋がっているのかわからなくなります。現実には光と闇のように異なるのです。見えていることの裏に思いをめぐらし、その落差について考え込んでしまうということは、このような国ではしばしば経験することです。

第2部に入りましょう。東南・南アジアという場合、いや単に東南アジアをとりあげても、これが、日本がその一員であるこのアジアなのかと思うくらい多様です。

その中でインドネシア、タイ、インドを取り上げていらっしゃるんですが、インドネシアも世界の第4の人口大国ですから、重要な国だと思います。そして、多民族・イスラムの国なわけですが、東アジアのときに儒教の問題があまりとりあげられていなかったということと類似して、インドネシアを取り上げるときにイスラムというのをあまり問題になさっていませんね。私、そのことに非常に気になってしまったんですね。

というのは、『行動綱領』のときに、イスラムの国とカトリック圏をあれだけ問題にした西側を思えば、女性政策を問題にするときには、その国の宗教がどうであるかということが比較の指標のかなり中枢に入ってしかるべきではないかという気がするからです。

インドネシアについても私は詳しいことは知らないのですが、6章と、その補論と両方合わせて勉強させていただきました。1995年アジア地区家政学会議（ARAHE）がジャカルタで開催され、私も参加しましたが、インドネシアの家政学者がいろいろとテーマを取り上げるのに、「なんでこういうテーマを取り上げるのか」というのが理解できなかったんです。しかし、ここを読んで、この国家の政策の流

れを見て理解できることが多かったのです。上部団体の国際家政学会（IFHE）自体はNGOで、国際的テーマと取り組みますが、ARAHEはそれぞれの国の政策と取り組むという感じです。

ただ、NGOやイスラムの関連で言えば、村松先生が、「イスラム教系のNGOsは資金的にもしっかりしている」と書かれているところの脈絡がわからなかったんです。含意があるのかもしれませんが、革新的なNGOだったら、あの国では活動がやりにくいと思うんです。例えば、北京NGOフォーラムで東チモール問題を取り上げていたワークショップの中で、政府の代弁者のようなNGOが、反対の発言をしていたのを思いだし、あのNGOは何だったのか、と考えさせられました。

それから補論の中に出てくるこの女性を表す2つのインドネシア語、とても興味深かったです。この研究の中で、女性政策、女性学を取り上げる時、女性運動も当然背景にあるはずなのですけれども、全体として女性運動の歴史的なものの叙述は弱いと思います。60年代-70年代以降というのはわかるのですけれども、女性運動は、その国の近代化のプロセスで発生し、それが変化していくのが普通ですよ。しかし、この補論の中でスカルノ時代の“ゲルワニ”という女性団体の名前が出てきていましたが、それがどこで消えてしまったのか、というようなことはなかなか理解出来ません。

また、インドネシアの場合にはオランダの植民地であったわけですから、そのオランダの植民地の影響ということ抜きにしてこの国の現状、文化、歴史を考えることも、女性学やWIDも考えられませんね。オランダ的な価値とジャワの伝統的価値というのがどのように結びついていくかについても本書は多少言及しているのですがそのようなことが考えさせられました。

タイに関しては3つの章を当てて、一番多くのページをこの国に割いておられます。タイの国は、狭義の女性政策というのはWIDと関わってとらえられています。WIDを巡る議論は国連、ESCAP等々でずっと長い間続けられてきておりましたので、その流れを説明した上で、アジア・太平洋地域をおさえてESCAPの中でのタイというふうにして持っていかれたというのは、私としては頭の中で整理はつきました。

そして、特にタイ、バンコクにはESCAPの本部があるわけですから、あすこでアジア・太平洋地域に責任を持った政策を出しているのです、その関係から、タイに何か利するところがあるのだろうかというようなことも気になりましたが、あれは関係のないものなんですかね。「日本に国連大学があるからといってどうということもない」というようなものでしょうか。

タイの試みの中でWIDアプローチとGADアプローチの問題について論じられているわけなんですけれども、このGADアプローチの理解のしかたというのは、私は、言い出した人たち、例えばエヴァ・ラズゲヴァー氏らの考えと、実際の政策の中のプランニングで生かされているGADとはちょっと違うんじゃないかという気がするんですね。プランニングのときには非常に技術的な面から評価していくということになりがちですね。しかし、ラズゲヴァーが言っているときには、もっと世界経済システムをにらんだラジカルな中身を持っていたと思います。

タイは仏教国なわけですから、このインタビューの中で出てくる仏教と女性の研究ということは大切だと思います。日本でも仏教と女性についてのフェミニスト的な研究がなされているのですけれども、仏教といってもタイの仏教と日本の仏教は違いますね。女性政策が宗教によってどう違うか、同じ宗教でも違う宗派でまたさらにどう違うかということも私には非常に興味があります。この研究ではそういうことはあまり中心には置かれていなかったのではないかなという感じがしました。

10章インドの女性組織の事例研究も興味深いですね。ただ、インドの女性の歴史的・文化的・宗教的状況や、ジェンダー統計に対する私の不勉強から、これらの事例を全体の中に位置づけて考察することができません。第4回世界女性会議では、行動綱領に保留なしの賛成演説を行って会場から拍手がわいたインドでしたが、植民地支配の影響やカーストを包み込んだ総括的女性政策の叙述がほしかったです。

オーストラリア・ニュージーランドを中心としながら、ニューギニア、メラネシア、ポリネシア、ミクロネシアも含め、マオリとアボリジニという先住民族女性問題をも取り込んだ第3部は、オセアニアの女性政策・女性学構想をもっていて壮大です。11章-13章は、この大著の締めくくりにあつてはふさわしく重厚だと思いました。

アオテアロア・ニュージーランドにおけるマオリ女性の問題（先住民族のマオリ語での国名表示を先に置いた表題自体が、この章への執筆者の姿勢を示している）、先住民女性と植民地政策が、女性学・女性政策の課題として鮮明に浮かび上がっている点、教育から芸術活動まで詳細にわたるマオリ女性に関する叙述は、非欧米女性学への可能性の示唆を与える手ごたえのあるものと思われました。

13章で、館さんは、オセアニアの全体に視点を行き届かせようとされ、「オセアニアの女性政策・女性学」という視点で叙述されています。フェミニスト官僚（フェモクラット）の活躍によるオーストラリアの女性政策、政府のすべての政策を、ジェンダー視点を貫徹して評価する手法

は、冒頭大沢氏のジェンダリングと通じます。ジェンダリングは、ジェンダー課題に留まらず、メルボルン近郊のガヴァビル小学校の、ジェンダーとエスニシティに留意した実践例の叙述が圧巻でした。

オーストラリアの先住民アボリジニ出身の女性学研究者、ジャッキー・ハギンズの、英国系移民の人々は、女性学研究の場においてこれまでの覇権主義の徹底的批判に基づいた研究をしなければならないとの主張は説得力があります。女性参政権獲得百周年（1993年）を記念したニュージーランドの学校教育における実践例も「ジェンダー平等を重視したカリキュラム」とはこういうことなのだ私たちに語りかけてくるようです。「ニュージーランドの女性学はマオリと太平洋諸島の問題との関係のなかで、発展するのだ」というナビラ・ジャバーの言葉にも頷けるものがあります。館さんは、女性学・女性政策のオセアニアというパースペクティブとは、北と南、先進諸国と開発途上国の問題を「先住民」と「非白人系移民」「白人系植民地移民」の共存、共生という課題としておくことであり、それをジェンダー、エスニシティの視点から分析することであるとされており、今後の研究方向を示されていると思います。

最後に、表向きの女性政策・女性学・ジェンダーの研究は、例えば北京「行動綱領」の重点領域に挙げられている貧困の問題とか、経済と女性の問題とか、また、民族資本とか、多国籍企業とか、階級とか、世界構造とか、そういうことまで迫ることができなければならないだろうと思いました。大変勉強させていただきありがとうございました。（拍手）

○大沢：討議に入っていきたいと思います。

まず編者、執筆者を代表して原ひろ子さんのほうから総論的なリプライと、インドネシアについて村松安子さんから発言をしていただきます。それから、きょう参加していただいている方の中で田中和子さんと橋本ヒロ子さん、それぞれのお立場からオセアニアについてのコメントをいただき、さきほど岡澤さんが、「北欧との比較の上で」という論点を残されておりますので、それを発言していただいた上で、フリートキングにはいりたいと思います。それでは、原さん、お願いいたします。

○原 ひろ子（お茶の水女子大学教授）：この分厚い本をお読みいただきましてほんとうにありがとうございます。

特に岡澤さん、伊藤さんには、ほんとに的確なご指摘、痛いご指摘もありますが、お励ましと、感謝しております。

比較研究は私の専門の文化人類学の分野での基本的な手法で、大変苦しいところでございます。比較の軸をどうおくかを議論するには数年のフィールドワークが必要です。

そこでこの度は「えい、やっ！」と居直って、それぞれのメンバーが「やりたいことをやろうよ」という形にしたことが原因でご指摘のような欠点が出現しているということでございます。

中国と韓国に関しましては、これまでの女性文化研究センターの研究会などでも、同じ儒教の国でも大きく違っている、つまり「儒教だ」と言いながらその現れ方、特に近代化の過程における現れ方が大きく違っているということに私個人は大変関心を持っておりました。もう1つ、東南アジア、南アジアの対比としては私がアラカン山脈を越えていろいろな体験をしたり、それから、村松安子さんが特に東南アジア、南アジアの人たちと一緒に集まる会合にお出になっていて、女性学に対する態度に違いを感じると同時に、開発という分野に関する態度にも違いがあると考えました。ベトナム、カンボジア、ミャンマーはいろいろな意味で調査に行くのが困難です。短期間で調査が可能なことと、これまでの当該国の研究者の方々とのお付き合いの蓄積があるところを選ぶということでインド、インドネシア、タイを入れたわけです。

またアジア・太平洋地域という点ですが、女性学の動きが東と西という文脈で語られることに、私は常に疑問を持って40年か50年を過ごしてまいりました。それで、肌の色を超えてやはり共通に考えられることは何かを探りたいと考えました。それから、マオリの方々とか、行けなかったんですけども、フィジーの方々とかですね、それから、オーストラリアのアボリジニーのことなど少数民族の位置づけと政策がジェンダー課題と並んでどう位置づけられているか。これは日本のアイヌの方々の問題と繋がっていくだろうというようなことを考えまして、オーストラリア、ニュージーランドを入れることは非常に大事じゃないかと考えたわけです。

どこを入れるかについて、やはりチームで集まったときに議論をして、白人と有色人種の対比を乗り越えた女性学を考えておきたい、そして女性学、フェミニズム、基本的人権（今回はあまり使いませんでしたけれども）の多様性というのが考えられる根拠になっていけばいいなと考えたのが、仕掛け人の1つのそれこそ“気宇壮大”、“無謀”な思いでございます。

この間、私どもは2度、外国の分担研究者の方々もお招きして共同研究の合宿をいたしまして、調べたことをべらべら言っている間に時間が過ぎて、結局、概念についてしっかり議論するという時間を持ちませんでした。これはもう新曜社の小田さんが本をお作りになる際に



ほんとに苦しまれたことだと思います。

それと同時に、伊藤さんがおっしゃっていたそれぞれの国に関する基本的な情報、『世界の女性』という国連から出ている統計で、もう日本語になって出ているから買えるからそれを見ていただければわかるし、これにくっ付けたとすると、ただでさえこんな分厚いのに、これがますます分厚くなったらどうしようとかですね、こういうところの物理的な事情が幸いな言い訳になりえたわけです。

これらの国をもう一度見直すという作業は残されています。ただし、そういう作業をすればしたら、また別の基準でその国々を選んでやったほうがずっと生産的であるし、日本の今後のあり方、国際的な活動のしかたを考えると、日本の国内の政策のためにももっと有効な国の選び方というのはあるなという気がいたしております。

○村松 安子（東京女子大学教授）：まず私がこのグループに加わって中国とインドネシアを見ようとしたときに持っていた基本的な認識は何か、それから、私が持っていた関心とは何かを簡単に申し上げたいと思います。

女性に対する基本的な認識というのは、これが“ジェンダー”という言葉を使った理由でもあるわけですが、エスニスティとか階級と同じように、それは社会的に決定されるということであって、決して女性は単一の集団ではないということです。

それから、私が持っていた関心事は、もともと私は開発経済学から出発しましたので、経済の枠組みが大きく変わるときに、いわゆる国家政策としての開発がすすめられたり、旧社会主義計画経済諸国が市場経済に転換するとき、女性がどのようなインパクトを受け、またどのような役割を果たしてゆくのかを押さえておくべきではないか、ということです。そこから1つの作業仮説を作って、私は、違う体制の国ではあるけれども、市場が中心的役割を果たす経済として、中国とインドネシアを見ようと思いました。

次に“ジェンダー”という言葉・概念を使うのであれば、当然、エスニスティ、あるいは宗教の問題が出てくるはずなのに、何で触れていないかということなんですけれども、私が今回行けたのはジャワ、人口は6割、しかし地域的には1割を占めるに過ぎないジャワ島だけです。しかもそのジャワの中でも、ジョグジャカルタと、ジャカルタと、それに私が以前フィールドワークの拠点としたサラティガという中部ジャワの町だけですから、非常に限られたところです。確かに女性学あるいは政策決定で重要な役割を担っているのはジャワ人ですし、ジャワが中枢です。しかし、人口から見ても、あるいはエスニック・グループの多様性から見ても、決して全部をカバーしているわけではありません。

また、ムスリム人口は9割いるわけですが、私がかかなり親しくしている中部ジャワの人たちは、「自分たちはスタティスティカル・ムスリムだ」と言って、ほとんどイスラム教には縛られないで生活しています。最近はいわゆる原理主義の信奉者たちが出てきていて、10年前には、髪をおおっている女性はほとんどいなかったんですけれども、いまはくるぶしまで届くスカートをはいた高校生もいて、宗教が微妙な問題になってきています。中部ジャワでも北の海岸線の辺り、あるいは南のほうで同じイスラムでも大きく違ってきますので、時間もないし細かい研究ができないので触れないという選択をしました。まだ、1965年の政変時の宗教、支持政党の問題が尾を引いているので、私としては調査の時にはこれに神経質になってしまうのです。いずれにしても、正統性を主張しているところはイスラム教であって、特にインドネシアの場合、政府公認のNGOはやっぱりイスラム系でして、資金も潤沢に持っています。



それからもう1つ、GADについて申しますと、日本では国際協力のいわゆるODAの中にどうやって生かすかという枠組みの中で理解されているようで、みんな関心領域もアプローチも違うので、いろいろな混乱があります。日本では、「国際協力の中で」ということが前面に出ているので、WIDにしてもGADにしても他の国々の研究者が使う意味とはかなり違ってはいないかという感じを持っております。

最後に歴史的・文化的分析がないとの御批判は、その通りです。そしてこの点が今回の私の担当部分の弱い部分であることは認めます。インドネシアについてはデモグラフィックな側面にこだわってみたいと思ったこと、さらに門外漢が付焼刃的な仕事を余りしない方がよいのではないかと考えたことから、このようになってしまいました。

最後に歴史的・文化的分析がないとの御批判は、その通りです。そしてこの点が今回の私の担当部分の弱い部分であることは認めます。インドネシアについてはデモグラフィックな側面にこだわってみたいと思ったこと、さらに門外漢が付焼刃的な仕事を余りしない方がよいのではないかと考えたことから、このようになってしまいました。

○原：この本の201ページの真ん中あたりに、「今世紀初頭にジャワ人女性のために私塾を開いたカルティニの活動」というのがございまして、これは注に入っています。歴史的な概観はしていないですけれども、オランダ植民地時代の非常に大事なポイントを触れていらっしゃるのをご注目ください。

○田中 和子（国学院大学教授）：ちょうど館さんたちがいらっしゃったときに、私もオーストラリア、メルボルンに行っておりまして、短い時間でかなり精力的に、「これも、あれも全部見ていこう」という相変わらずの館さんの意欲を感じまして、多少のささやかなお手伝いをさせてい

いただきました。

私自身もオーストラリアの女性運動と女性生活というものに興味を持っておりますので館さんと関心が共通するところが多かったんですけれども、女性政策全般を見ている者の立場から言いますと、できれば教育政策そのものが女性政策の中でどういう関係、位置づけになっているかということがもう少しわかるといいなと思いました。

それから、これは瀬田さんの事例研究というのもいろいろと調べられておられるんですけれども、その事例が女性教育政策、特に女性に対する成人教育という枠組みの中でどう、その中のどういう位置を占めて、それが全体の枠組みの中でどんな役割を果たしているのか、最後のところの議論を膨らませていただくいいと思いました。

それからもう1つ、千種さんもニュージーランドのこと詳しくお書きになっておられますが、女性政策はどう有効かというときに、ニュージーランドとオーストラリアの政策機構はちょっと違うと思うんですね。

ニュージーランドの場合は女性省というところで、1つの省として独立してそこで女性政策全般を引き受けているというような状況ですね。

それに対してオーストラリアの場合には、オフィス・オブ・ステイタス・ウーマンという女性の地位担当室というちょっと小さく見えますけれども、そこはむしろ各省庁にまたがる政策が全部通るような形の位置にいるわけですね、戦略的な位置というか。だから省ではないんですけれども、その影響力という点ではどっちが良いのかなというような部分があります。

さっき岡澤さんがおっしゃった2国間、かなり共通したものを持った2国間の比較ということになるのかもしれないけれども、その内実というのはかなり違って、それが及ぼした影響も質が違う部分もあるところを明らかにできたら面白いと思いました。

もう1つ、女性政策と女性学は、女性運動との関わりというのが問題になると思います。私も自分でやってみてわかるのですが、政策のところに行っていてお話しすると、すごくばら色なんですけれども、現実それがどう浸透したり、どう社会を動かしているかというところではかなり違うんですね。

○瀬田 智恵子（放送教育開発センター制作部長・研究開発助教授）：田中先生のご指摘に対して一言補足させていただきます。（紙上参加）

私は、女性の生涯学習（婦人教育）に関する行政に関わってきた立場から、今回の調査にあたって、次のような枠組みのなかで情報の収集を試みました。

①女性の地位向上のための政策及び方策 ②男女の機会均

等を実現するための、学校教育および学校教育外狂句における教育的アプローチ ③女性に関する伝統的・固定的考え方を変える上で女性学（Women's Studies）が果たしている役割と効果 ④女性の地位向上のための女性団体による諸活動。つまり、訪問先には、冒頭で上記の4点を知るための調査であることに言及し、協力を依頼しました。

それは、これらの事項は、我が国の婦人教育施設（婦人教育という用語についてはいろいろのご批判もあるところですが、私にとっては一番その意味と意義が明確であるので敢えて使わせて頂きます）とそれに基づく各種の事業を推進する上で非常に重要なカギを握るモノと考えられるからです。

現地調査での第一次リソースは、オーストラリアは在日オーストラリア大使館及び Office of Status of Women、ニュージーランドはKimura-Steven Chigusa、カンタベリー大学教授およびMinistry of Women's Affairsを主に頼りました。そこでの紹介、その紹介先での更なる紹介による関係者からのヒアリング、資料収集、見学等を基に、我が国の婦人教育施設の範疇で参考になると思われる事柄をまとめました。残念なことに、全部で5つの訪問都市での滞在が2泊ずつであったため、紹介して頂いたところを十分に消化出来なかったこと、女性団体の諸活動の部分は殆ど手を付けられなかったことがあります。

「終わりに」の項で述べたことは、このような条件のなかで、我が国の婦人教育施策（及びその関連施設）との比較でまず第一印象として把握したことで、むしろ、今後の女性の生涯学習を考える際に「やっぱりこういうことは必要なのだ」と私自身が意を強くしたことを整理した段階です。ご指摘の「それぞれの事例は、女性に対する成人教育という枠組みの中でどういう位置を占めて、どんな役割をはたしているのか」ということは、今後の研究課題にさせていただきます。

最後に、本書では簡単に述べるにとどまったT A F行動計画(National Plan of Action for Women in TAFE)に見る、「教育におけるジェンダーバイアスのかかった前提を排除する」「ジェンダーエクイティに配慮する」取り組みは、非常に具体的、かつ実践的であり、オーストラリアの女性の生涯学習プログラムの基本理念として大きな役割をもっているように思うことを申し上げます。

○橋本 ヒロ子（十文字学園女子大学教授）：E S C A Pに今年の3月まで5年間おりましたが、オーストラリアとニュージーランドは開発された国だったものですから、あまり私どもの視野に入っていなかったというのが正直なところです。

オーストラリアについて言いますと、E S C A Pでは、

各国のナショナルマシーナリーの調査というのを2、3年に1回やっておりますが、その中でオーストラリアというのは随分日本のナショナルマシーナリーにとって参考になる国ではないだろうかと思っております。例えば女性問題担当の女性の大臣がおりますし、広義の女性政策にも関わるようなことをナショナルマシーナリーでやっている。しかもそれが国だけではなくて、州レベルまで広がっています。

本書で意味が少しわからなかったのは、ページ11に「副次的な成果として女性にマイナスの福祉を及ぼしたり、女性の地位の固定化、引き下げを起こすことも重大な女性政策ではないか」というふうに書いていらっしゃることで。これは意図的にやっているわけではなくて、むしろこれまでの政策が男性だけしか見ていないためにこういう結果になっているのであって、これを「女性政策」と称することには、かなり無理があると思います。オーストラリア、フィリピンではそうならないように、ナショナルマシーナリーがジェンダーのメインストリーム化等努力しており、私はこれを広義の「女性政策」と呼ぶ方が良いと思います。

オーストラリアが日本のモデルになる第二の理由は、実はオーストラリアは労働省が女性労働について早くからやっているのですが、その関係が日本の女性政策に似ていて、非常に面白い。それから、ニュージーランドのほうは女性省なんですけれども、館さんの論文にも書かれておりますように、マオリ族に対する政策の比重が大きいので、日本にとっては参考になりにくいのではないかと思います。

本書は比較研究というより地域研究に近い内容ではないかと思えます。しかし比較研究と書いてありますので、それであれば、例えば各国の女性の現況について入手できる数値データを表にしたものか何かが付いてあればもっと見やすかったのではないかと思います。

○村松：A I T（アジア工科大学院）の話が上村さんが執筆された章に出てきますが、それについて少し補足させていただきたいと思えます。A I Tがどういう機関であるかという話が出てこないんですけれども、A I Tはタイの機関ではなくて、国際機関なんです。アジアの人々のための大学院大学ということで、日本もODAの一環として資金及び人材をもって支援しています。

A I Tが本格的に「ジェンダーと開発」教育をやっていると書かれています。しかし実際は、私もそこで授業をしていますけれども、まったく男性中心の工学系の大学院なんです。援助供与国が最近ではジェンダー研究・教育を積極的に援助することもあって、奨学金を通じて女子学生はいま25%を占めるようになってはいますが、150人ぐらいの専任教員ファカルティの中で常勤の女性はたった数人

です。そして「教授」は1人もおられず、「準教授」がこれまでの到達水準です。

そのお1人が非常に孤軍奮闘されて、頑張っておられます。まだ女性と開発の分野を主専攻としてマスター論文も書くことはできません。ほかの科目と一緒に合わせて50対50の原則でジェンダーと開発分野で論文を書くことはできます。残念なことにまだそれが単独で開発と女性の論文とは認められていないのです。従って、ジェンダーと開発分野の専任の女性教員が、例えばPh.Dコミティの委員長になることはできない。むしろそういう意味では、アジアでもっと本格的にジェンダーと開発研究をやっているのはフィリピン大学です。フィリピンはかなりジェンダー研究が充実していますから、機会があれば対象になると思います。

○大沢：岡澤さんが保留されている論点がありますので、お願いいたします。

○岡澤：この本が画期的であるということは誰も否定できないと思ひまして、さっそく早稲田の大学院生に読ませました。

それで、ペーパーが出てきたのですが、質の高いペーパーは、オーストラリアとニュージーランドです。私の講義がヨーロッパの研究ですから、そのタームと分析枠組みに慣れている人々には非常にわかりやすいということです。逆に言いますと、いかにアジア・太平洋地域の業績が日本で少ないかということを見事に表現しているといえます。それと、そこで出てきた最大の質問は何かというと、「なぜオーストラリアとニュージーランドで女性の社会的進出が進んだのか」ということです。これに対する答えが、とにかく裏表紙まで見たけれども、わからない。きちっとしたものが欲しいと思ひます。

それと、北欧の研究者から見たらこれがどういふふうに映るかということなんですけれども、実はいま日本政治学会では『55年体制の崩壊』というのが本年度のテーマになっている。世界にいま200近くの国があるのですが、1つの政党が長期にわたって政権を担当した国というのは、戦後期で言うと4つしかない。インドのインド国民会議派と、イタリアのキリスト教民主党和、日本の自由民主党と、スウェーデンの社民党。

この中で1つだけちょっと違うのがスウェーデンの社民党です。スウェーデンの社民党は、長期政権の間に高齢者、在住外国人、在外スウェーデン人とともに、女性の社会的ポジションを非常に強化した。労働者サイドに軸足を置いた政党です。あとの3つは、保守政党で、経営のサイドに軸足を置いてトータルな分配のメカニズム考えた政党です。

いまどんな統計を取ってみても、女性の社会参画が進ん

だ国、男女の賃金格差がない国のリストの上位のくる国の一つはスウェーデンです。

しかしスウェーデンは20世紀の前半までヨーロッパでも最も貧しい農業国家でした。私たちは1960年以後の高福祉社会スウェーデンというイメージで捉えていますので、その前がいかに悲惨な状態であったかということをお忘れがちですけれども、実は今世紀初頭まで国民の4人に1人を海外に移民に送り出したぐらいの貧しい国だったのです。

当時の女性論の本を読みますと、大体いまの日本と同じで、家事・育児は女性がそれを全部背負っていたとか、女性には相続権がないとか、高等教育に女性は参加する権利もなかったとかといった状況が20世紀の初頭まで続いていたのです。

そして、それが急に変わり始めたのは1930年代で、その後ノーベル賞をとったアルヴァ・ミルダールという女性が登場してからです。アルヴァ・ミルダールは女性と男性が不平等で安心して家庭生活・社会生活を営めないような仕組みではこの国の経済はよくなるならないという分析をしました。

それから女性問題が、労働経済の視点から提起されていた。その花が咲くのは1960年代。世界的な規模で住民運動、大衆運動、市民運動、学生運動が盛んになった。

平等という概念と機会均等という概念、そういう言葉を定着させたのが1930~60年代のミルダールであり、60年代以降の女性運動だったとみていいかと思います。

1884年にフレデリカ・ブレイメルという女性が協会を作り女性の社会参加を促進する最大の武器は選挙権だと指摘し、意思決定過程に女性を送り出すことをすべての運動に優先させたというのがきわめて大きな特徴であります。

その結果現在ではご承知のとおり、いま全国会議員の40.4%、政権政党の社民党は47.8%が女性議員ですし、大臣は22名のうち11名、50%が女性です。

これを可能にしたのは、1つはスウェーデンというのは議会政治の古い歴史があったこと、もう1つは、1776年に出版言論の自由を制定した最初の国であることです。その議会政治の歴史と言論出版の自由というものがドッキングして、そして普通・平等・直接・秘密選挙権が女性に認められたら、あとは教育機会を拡大することと意思決定過程に1人でも多くの女性を送り込むこと。そのとき税制を含むほとんどの制度が裏からそれを加速するような装置になっているのです。

女性が社会参加すれば、男性も結果として豊かになれるんだという仕組みに変えていったことが大きな特徴です。つまり、60年代、男性の賃上げはそろそろ望めなくなった。その代わり新しい所得源として女性が社会参加したらどうだろう。1人当たりの所得は減るけれども夫婦合わせると

所得は大きくなる。社会全体としては納税者が倍になるという仕組みを作ったということです。

そうすると、男性は時短によって私生活を充実させるという成果を得た。女性は、労働・社会に参加することによって自分の財布を手にする事ができた。スウェーデンの場合には女性問題はそのまま男性の問題であるという認識。だから女性省は作らない。

この本を拝見して、「スウェーデンとは運動論がちょっと違うかな」と思いました。スウェーデンの場合には直接・普通・平等・秘密選挙の制度が確立していれば、女性のほうが6歳分平均寿命が長い分だけ有権者が多いので、その数の力をどう組織化するかということから制度改革するという方法論をフレデリカ・ブレイメル協会が採用したのです。

○館 かおる（お茶の水女子大学助教授）：アジア・太平洋地域を研究するときに、オセアニアというのは大事な地域であるということをお自身非常に深く認識しましたので、その点を話したいと思います。それから、オーストラリアの女性政策につきまして補いたいと思います。

オーストラリアとニュージーランドはマオリとアボリジニーの先住民がいたところに、ヨーロッパの人たちが植民して作った国なので。ですから、北と南、先進諸国と開発途上国という関係の他に、先住民と非白人系移民、白人系植民地移民の共存・共生という課題があります。

このオーストラリアやニュージーランド、それから、太平洋地域は、ジェンダーとエスニスティの視点から分析すると非常に面白いところです。もちろん、悪名高いオーストラリアの白豪主義の時代というのがありますが、近年ではそれを乗り越えるべく、女性政策も先住民差別撤廃に取り組み始めたのです。

それから、太平洋地域は「海のチェルノブイリ」言われるぐらい欧米諸国の核実験の犠牲になっていますので反核運動が盛んです。またニュージーランド、オーストラリアでも、英国に対し先住民の土地権の復権運動も起きてきています。こうした運動に多くの女性たちが参加しています。

日本において、先住民や民族の問題をどう扱うかといった際に、オーストラリアとニュージーランドは対照的ですが、日本のアイヌや外国人労働者におけるジェンダーの問題を考える際に政策的に参考になると思います。

それから、なぜオーストラリアで女性の進出が進んだかということが書いていないという指摘がありましたが、「女性政策と女性運動」というところでふれてあります。



ここで指摘したキータームはフェモクラットです。フェモクラットはフェミニストとビューロクラットを結び付けた造語であると言われてますが、フェミニスト官僚をふやし、決定権のあるポジションに女性が進出していったことが大きな変化をもたらしました。また、女性議員については、ウーマンズ・エレクトラル・ロビー（WEL）という女性団体が、やはり女性の議会進出を進めるために動きました。なぜそれができたのかという女性政策研究もM.ソワーズを始め多数あります。

それから、ジェンダー、エスニシティと女性学の関係に関してましては、ニュージーランドのワイカト大学の状況が参考になります。ワイカト大学はマオリの女性が初めて大学教員になったところなんです。今日の私の女性学の紹介のしかたはカンタベリー大学の事例を中心に書いてしまったんですが、ワイカト大学を訪ねればだいぶ違うものになったろうと思います。高等教育における女性政策と女性学の浸透ということは、日本でも非常に関心を持たれている部分ですので、具体的なデータや政策を紹介しておきました。また日本の文部省では女性政策の視点から学校教育への取り組みがされていないので、学校におけるセクシズムの問題、及び具体的に学校のセクシズムを変革する教育政策が行われている状況について述べました。それも具体例を示すこと、こういうアイデアが実践されていること、そして子どもたちの表情なり状況はこんな様子であるということなどを記述することが、海外研究の成果であると思えましたので、紙数をさいています。調査時に赤松良子さんが文部大臣だったので、ニュージーランドの方から「日本ではいまフェミニストが文部大臣だから、文部省がジェンダー統計を取るならチャンスだ」と言われたということをつけ加えます。

○大沢：司会をやりながらリプライもするというのはちょっと辛いんですけども、伊藤さんのコメントのほうでだいぶ私の書いた部分についてご批評いただいています、1点だけ答えさせていただきます。

伊藤さんの【第1部、日本・東アジア編について】というところの最初のパラグラフで「しかし、社会政策の国際比較のジェンダー化が日韓比較において理論どおりなされたのかといえば、必ずしもそう読み取れない気もする（私の読み取り方のまずさであろう）」と書いていただいたんですけども、そうではなくて、

これは的確にお読みいただいたんです。調査研究の枠組みの中に、「そのとおりの調査結果報告にはなっていません」ということを書いておきましたが、な



ぜかというのは、1つは、ジェンダー統計が存在していないからできないって人のせいにしてるところがありまして、自分のせいのことがあんまり書いていないのでここでお詫びします。

問題は私がハングルができないで、向こうのカウンターパートに頼って現地調査をしていますから、どうしてももう一步聞き取れないというんでしょうか、集めてきた文献も英語で読んだわけですから、そのところはもう一步踏み込めなくて、日本の社会政策や制度を分析していくような深みで出来ていないということなんですね。

社会政策のジェンダー・バイヤスという概念が深いレベルで共有されていなかったのですが、そのことの責任は主として私にあります。というのは、その方法論は自分の頭にだけあったので、この機会に一度書いておかなければいけないと思ったのが、第1章に方法論の部分が長々と付いていることの原因です。

第1章の韓国の部分がどうして第2章に合体されなかったのかという指摘ですが、実は社会政策の個別政策分野の日韓比較のような研究は韓国側から続々と博士論文のようなレベルで出てきています。それらの専攻研究は、分野や時代というのを絞り込んだ研究になっていて、全体の社会政策システムというのを見渡していません。

第2点は、ジェンダー・バイヤスという視覚で取り組まれた研究はいままでのところは見えていません。日本側の社会政策システムのジェンダー・バイヤスについて書いてきた人間が韓国の社会保障システムについて概説的なことであれ、書く必要があると思ってこの部分が第1章の中に位置しております。

私はずっと社会政策のジェンダー・バイヤスにこだわってきたのですが、大学院のときに指導を受けた先生に、「君、学者っていうのはね、審議会なんていうものにかかわっちゃいかん。」と言われました。私はいま、まったくそれに反することをして、研究者らしいことができる時間は少なく泣きたい気持ちなんですけれども。その悔しさをいろいろな形で晴らしたいという気がしています。きょう、この席で1人でも多くの方にフェモクラットになって帰っていただきたいと思うのです。

○江藤 双恵（国立身体障害者リハビリテーションセンター学院非常勤講師）：私はタイの地域研究をやっております。今回はタイの文脈の中での女性学の内容を明らかにするという作業をしました。

それで、女性を含む国民すべてに配慮したあらゆる社会政策の策定に向けて効果的な基礎的なデータを出すことと、欧米のフェミニスト的なアプローチ、ジェンダー・アプローチなどの問い直し、相対化の作業が重要ではないかと考

えております。

本文の中で挙げたボン・サーピットという人は、「タイでは女性運動は活発ではなかった。歴史的に見て活発ではなかった。なぜなら、タイ女性の地位が相対的に見てそれほど悪くなかったからである」と指摘しています。

労働力率、社会参加などで統計的に指標を出すと確かに女性の地位は高いという結果が出てきますが、そういう指標を作ることによって、タイ女性の直面している問題が見えてこないことがあります。女性運動が活発でなかったのは、相対的に見てタイ女性の状況が悪くなかったからなのか、それとも所得格差の是正とか、封建的な身分制度、社会制度の是正が女性問題に先立つという認識をみんなが持っていたからなのかということを考えなければならないと思います。

○大沢：リプライの最後として上村さんから簡単にご発言をいただきたいと思います。

○上村 千賀子（国立婦人教育会館事業課長）：私は、よちよち歩きでもA I Tという工科大学の中で女性の視点でジェンダー研究のユニットを作り上げていくという姿勢は大切だと思っております。国際的にいろいろな方々がかかわり合いながら、そういった努力を実らせていくということも書けばよかったかなと思っております。G A Dのアプローチというのは幾つかカテゴリーに分けられると村松先生がおっしゃっていましたが、添付の資料を読んでW I DからG A Dへ用語が変換されていることに注目いたしました。

私はラスゲバーが言ったような社会行動全体を変えていくものがG A Dということば、あるいは含意であるとすれば、政策にかかわったときにすり替えられるのではなくて、原点でもう一度読み直し再定義しながらきっちり捉えていくことが必要だと考えております。

○原：私どもがタマサート、チュラロンコン、それからコンケン大学の3つ大学で女性学研究者の方々にお目にかかって得た印象では、アメリカやフィリピン、インドネシアなどで開かれるプログラムの中でアジア・太平洋地域の方々と交流することで、タイの文脈において整理するという積み重ねが10年来されています。

そして、国連に使う用語に通暁しています。私たち日本人は、研究者もNGOも含めて、その種のことばがわからないから国際会議に出ても、何を言っているのかがわかってない。だから議論にもきちっと参加できない場合があるのに対して、この方たちは自分たちの利益になる発言をしていくことができるのです。アジアは遅れていて日本の何

十年前かもしれないから、まあ、日本がお手本を示すのにどうすればいいか、援助のとき何が出来るか「見てこようよ」という態度は、大きくながはずれています。

○大沢：ありがとうございました。フロアのマイクをまわします。

○石田 雄（東京大学名誉教授）：私は8ヶ国全部を1つのアスペクトからまとめるということにはできないと思いますが、1つのアスペクトから2つの国なり3つの国なりを比べるということにはできると思います。例えば原さんのやられた大変おもしろい仕事とインドネシアとを結びつけを比較するというにはできるのではないのでしょうか。

インドネシアでワニタとプルンブアンとの違いというのをどこまでがイスラム的どこまでがジャワ的であるかということを考える場合に、インドネシアの中だったらジャワとスマトラを比較するとか。あるいは同じマレー語の系統であれば、インドネシアとマレーシアを比較することで問題が出てくるんじゃないかと思えます。

もう1点、是非、付け加えていただきたい視点というのは、中国文化圏をとって見て、北は朝鮮半島・日本から台湾を経て、香港・シンガポール、それからベトナム、これをやってみてですね、私は歴史をやっているのので気になるんですけども、植民地体験と脱植民地化の過程のちがいが中国文化圏の共通の要素にどういう影響を与えたかということです。

○船橋 邦子：私はNGOの活動にかかわってきて、会議に出たときに感じたんですが、全国から来るNGOの人たちというのは、非常にお金を持っています。北京に行ったNGOの代表団ですが、いろいろな国にNGOの代表団が入っている。しかし、そのときNGOがどういう質のものなのかどうかということも、やっぱり検討していく必要があると思います。これから先、裏と表をつなぐという伊藤さんのコメントを含めて、私たちは実際に顔と顔を突き合わせるころからしか見えてこない部分で女性政策のあり方を、ほかの国との比較をし続けていくというのが大事だと思えました。

○岡澤：ここに出版社のかたがいらっしゃいますので、この本を受けた動機、そしてまとめるときの苦労をお聞きたいと思えます。

○小田 亜佐子（新曜社）：どうもこのたびは大変有意義な合評会を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。

動機を一言で申しますと、知らぬ間に引きずり込まれてということ。一番最初に、これは8ヶ国のインタビュー調査を中心にした事例研究のまとめなのか、それとももっとマクロな国のレベルの統計のような資料をサーベイしたまとめなのかということをお尋ねしました。そのときの原先生のお答えが「どちらでもなく、そういうレベルは越えているのである」でした。悩んだところは、方法論を立てようとする就先へ進めない、だけどやっぱり課題としてこのアジア・太平洋地域の女性についてとにかく何か進めたいということとの矛盾でした。

○大沢：どうも長時間にわたりありがとうございました。

本稿は平成8年5月20日、お茶の水女子大学附属図書館第二会議室で行われた「アジア・太平洋地域の女性政策と女性学」(原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編 新曜社 1996年)合評会の評者報告と討議を収録したものである。

※ 各々の職名は合評会当時のものである。